

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…三
- 東京都功労者表彰……………(福祉保健局生活福祉部地域福祉課)…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…八

### 告示

●東京都告示第千五百号  
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和四年十一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 令和四年十二月一日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社ピンデン
- (二) 代表者氏名 代表取締役 小松 俊之
- (三) 主たる事務所の所在地 東京都品川区上大崎二丁目十五番十九号
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇四一八二号
- (五) 免許年月日 令和元年十一月二十二日

### 東京都告示第千五百一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

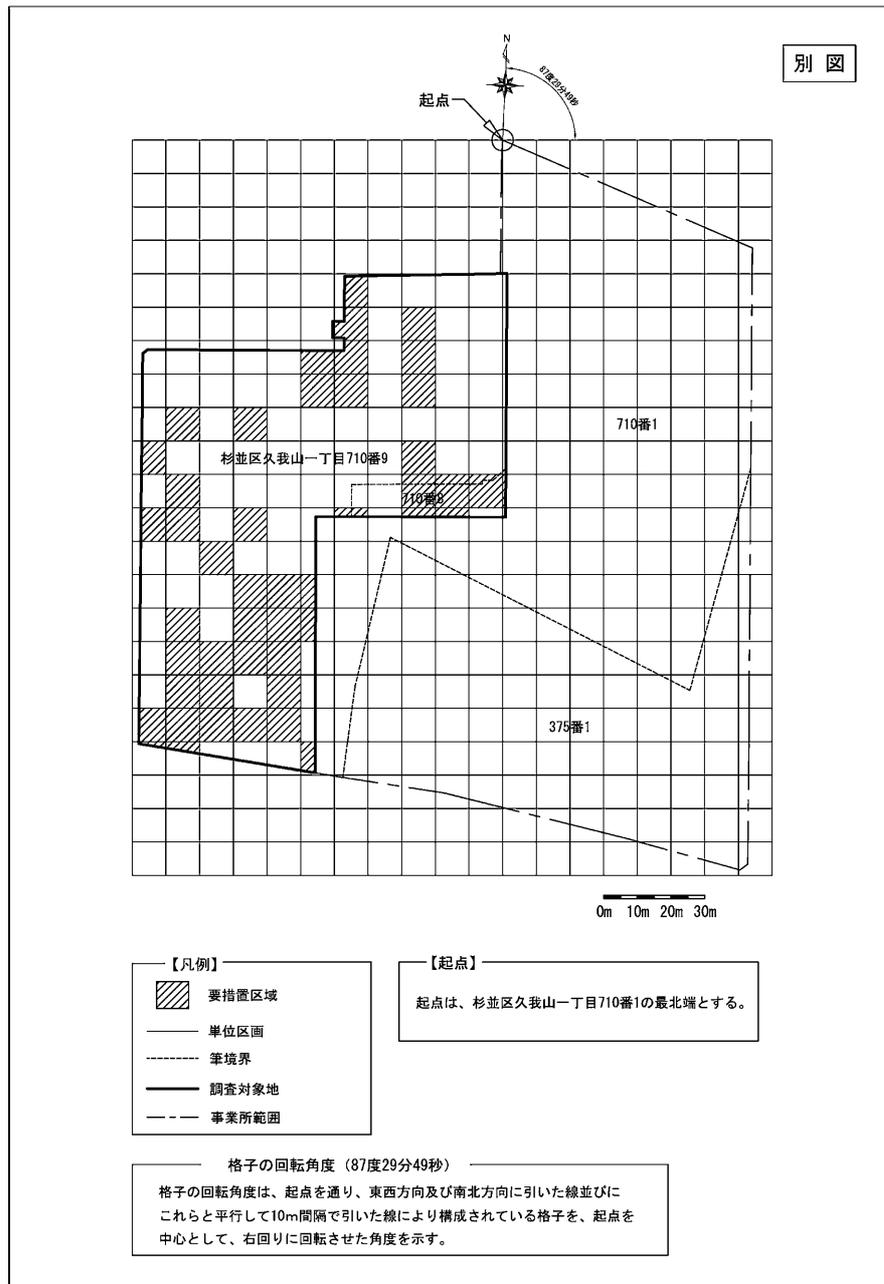
一 要措置区域 別図のとおり(杉並区久我山一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、シアニ化合物、一・二・ジクロロエチレン、ジクロロメタン、

トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め



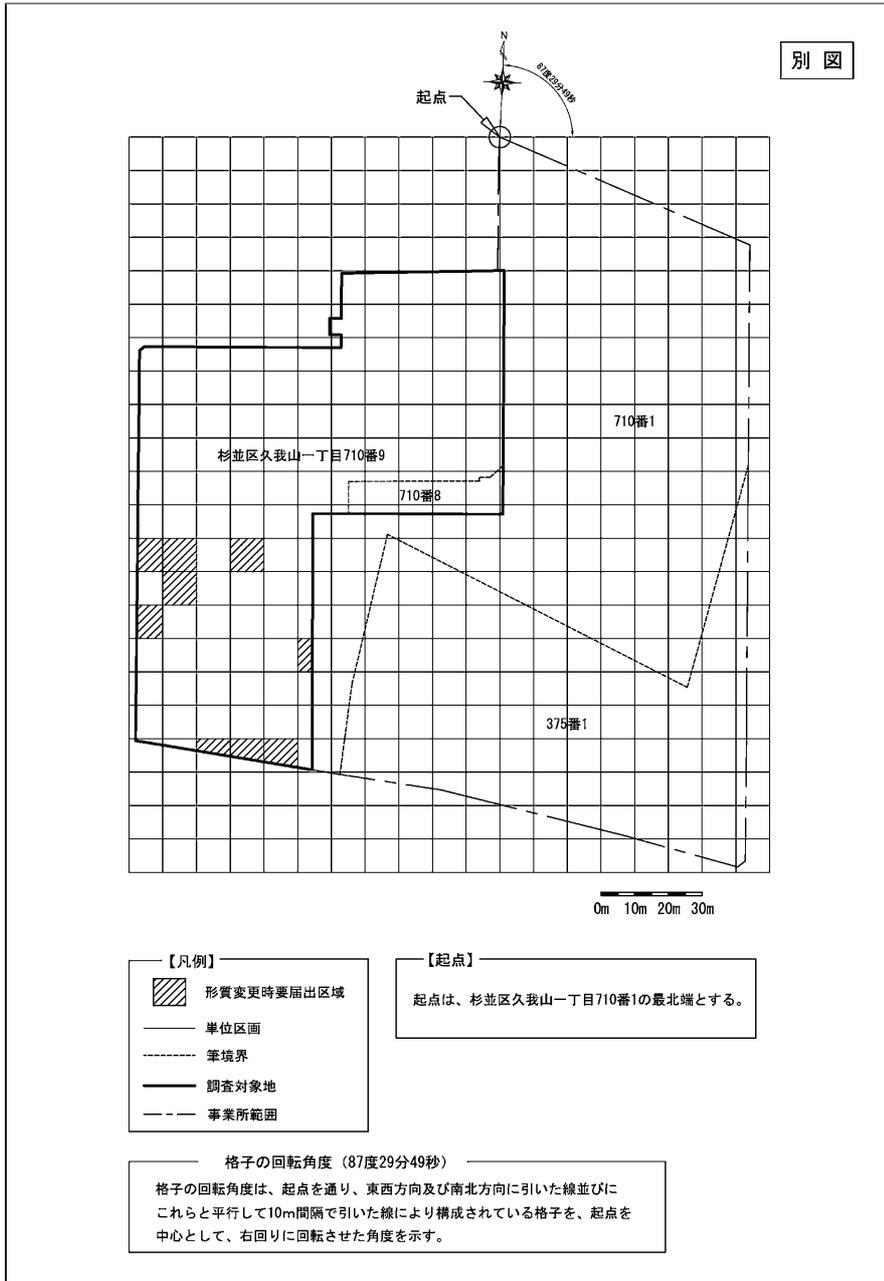
●東京都告示第千五百二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（杉並区久我山一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物



# 公 告

開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十一月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
 住所及び氏名

東久留米市中央町六丁目二百 埼玉県所沢市小手指町一丁目  
 二十三番三、同番三十、二百 目一番地四  
 二十五番一、二百三十六番四、株式会社住協  
 同番七、二百三十七番二、同 代表取締役 安永 久人  
 番六、二百三十八番一及び同  
 番二

## 東京都功労者表彰について

東京都表彰規則（昭和四十七年東京都規則第七十四号）第二条の規定に基づき、令和四年十一月二十二日表彰された方は、次のとおりである。

令和四年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

氏 名 住所

(福祉・医療・衛生功労者)

次の方々は、民生委員・児童委員として社会福祉と保健衛生の向上に尽力され特に優れた業績をあげられました。

吉澤 文子 千代田区  
 齋藤 光治 千代田区



渡邊 君子	鈴木 憲章	鶴田 吉野	北田 弥生	湯澤 令子	塚原 眞理子	石川 美穂子	小熊 笑子	尾松 不美江	村山 茂子	石原 朝子	小川 ひで	花形 紀美子	石井 優子	鈴木 里子	守屋 喜代子	田中 典子	田中 千代子	三田 満	荒木 琴子	明石 順子	豊田 和江	斎藤 礼子	板倉 紫乃	山田 サト子	小林 ひろみ	油布 恵子	江田 良枝	
杉並区	杉並区	杉並区	中野区	中野区	中野区	中野区	中野区	渋谷区	渋谷区	渋谷区	世田谷区	世田谷区	世田谷区	世田谷区	世田谷区	世田谷区	世田谷区	世田谷区	世田谷区	世田谷区	世田谷区							
飯野 君江	照井 富美子	鈴木 文子	神田 千香	佐藤 久恵	飯野 正則	酒井 とみ江	速水 里美	角田 忠夫	磯ヶ谷 明彦	柳澤 敬子	古屋 やよひ	田中 初子	野尻 美代子	平山 妙子	佐向 弘子	隠岐 あさ子	三輪 緑	田邊 貞子	内藤 礼子	岡崎 和子	川合 百合子	田中 奈那子	嶋田 紀代美	村本 紀子	古賀 玲子	小林 睦子	佐藤 芳子	
北区	北区	北区	北区	北区	北区	北区	北区	北区	北区	豊島区	豊島区	杉並区	杉並区	杉並区	杉並区													
櫻井 美智子	酒井 冷子	岩崎 美津子	大山 尚子	須藤 千穂子	鈴木 美恵子	佐藤 幸子	長澤 重隆	塩原 芳枝	岡野 洋子	時田 三和子	岡部 慎	原 寛子	秋山 信子	櫻井 ちかゑ	岩本 京子	小林 美奈子	石井 眞利子	南方 良子	宮下 健一郎	持木 富美子	伊田 栄子	高橋 筋	西田 早知子	伊藤 直美	倉田 ゆかり	梶野 京子	和氣 よしえ	
板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	荒川区	荒川区	荒川区	荒川区	荒川区	荒川区	荒川区	荒川区	北区	北区	北区	北区	北区	北区	北区



高橋 まゆみ	小林 富士子	和田 明子	平井 幸子	矢島 由紀子	佐藤 清佳	高橋 邦房	柄折 暢子	田中 美千子	小林 邑子	田島 美知子	原田 文江	伊藤 良三	山本 英雄	糠信 富雄	荻原 芳明	畠山 久江	小峰 貴美子	松崎 雅子	菅井 たけ美	後藤 久美子	田中 延幸	戸田 梅子	池田 重子	山崎 恵美子	駒井 初美	須賀 由美子	中谷 敏子	
武蔵野市	武蔵野市	武蔵野市	武蔵野市	武蔵野市	武蔵野市	武蔵野市	武蔵野市	武蔵野市	武蔵野市	立川市	立川市	立川市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	江戸川区	江戸川区	江戸川区	江戸川区	江戸川区	江戸川区
小川 陽子	藤崎 信子	神藏 喜代治	小宮 茂治	小林 翠	板橋 榮次	藤田 アイ子	宮本 勝久	菅野 明美	吉賀 裕子	浅田 靖	白川 精次	村田 絹代	田邊 房雄	藤井 みゆき	中山 のり子	矢島 道子	白神 早斗子	田野倉 晴美	平田 佳子	横山 美枝子	小野 幸子	榛澤 君世	小谷 由美子	大西 三枝子	大戸 理恵子	川瀬 麻由美	遠藤 典子	
町田市	町田市	町田市	町田市	町田市	調布市	調布市	調布市	調布市	調布市	調布市	調布市	調布市	調布市	調布市	府中市	府中市	府中市	府中市	府中市	三鷹市	三鷹市	三鷹市	三鷹市	三鷹市	三鷹市	三鷹市	三鷹市	三鷹市
小川 育男	荒澤 みや子	江刈内 史	大矢 由紀子	桑原 保子	浅見 良子	野島 與志子	市川 衛	石川 裕子	田島 和美	石川 眞澄	海老澤 啓子	古瀬 礼子	田辺 和夫	遠藤 さよ	山下 眞紀	山岸 啓子	村田 久美子	織田 智恵	中村 眞紀子	長田 とめ	三宅 直子	浅井 美津子	松尾 貴代	鈴木 幸子	緒方 澄子	高橋 京子	佐藤 恵美子	
武蔵村山市	武蔵村山市	東久留米市	東久留米市	清瀬市	清瀬市	清瀬市	狛江市	福生市	国立市	国分寺市	東村山市	東村山市	東村山市	東村山市	日野市	日野市	日野市	日野市	日野市	日野市	小平市	小平市	小平市	小金井市	小金井市	町田市	町田市	

山崎 雅枝	多摩市
関戸 良	多摩市
小川 久美子	多摩市
竹本 秀子	多摩市
狩野 和枝	稲城市
小野 ユリ子	あきる野市
堀口 悦子	西東京市
池田 良美	西東京市
塩川 幸子	西東京市
肥沼 秀子	西東京市
加藤 真理	西東京市
測上 裕美	西東京市
小沼 サト子	瑞穂町
森田 喜美	檜原村
菊池 和子	八丈町
赤松 都	八丈町

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和四年十一月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名  
(仮称) イオンスタイル赤羽北本  
通り
- 二 店舗所在地  
北区神谷三丁目十二番一
- 三 設置者名  
イオンリテール株式会社
- 四 設置者住所  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
- 五 変更前の店舗名  
理研神谷ビル
- 六 変更後の店舗名  
(仮称) イオンスタイル赤羽北本  
通り
- 七 変更前の店舗所在地  
北区神谷三丁目十二番一号
- 八 変更後の店舗所在地  
北区神谷三丁目十二番一
- 九 変更前の小売業者の氏名又は名称  
株式会社ダイエーほか五名
- 十 変更後の小売業者の氏名又は名称  
イオンリテール株式会社ほか未定
- 十一 変更日  
令和三年八月十日ほか
- 十二 届出日  
令和四年十月三十一日
- 十三 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十四 縦覧期間  
令和四年十一月二十二日から令和五年三月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十一月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名  
(仮称) イオンスタイル赤羽北本  
通り
- 二 店舗所在地  
北区神谷三丁目十二番一
- 三 設置者名  
イオンリテール株式会社
- 四 設置者住所  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
- 五 変更前の店舗面積の合計  
九千九百九平方メートル
- 六 変更後の店舗面積の合計  
七千九百八平方メートル

<p>十九 変更前の駐車場の自動車の出入の口の数及び位置</p> <p>三箇所 店舗北側</p>	<p>十八 変更後の来客が駐車場を利用することができる期間</p> <p>午前六時三十分から午後十一時まで</p>	<p>十七 変更前の来客が駐車場を利用することができる期間</p> <p>午前六時三十分から午後十一時三十分まで。ただし、年間百八十日に限り二十四時間</p>	<p>十六 変更後の閉店時刻</p> <p>午後十時三十分</p>	<p>十五 変更前の閉店時刻</p> <p>午後十一時。ただし、年間百八十日に限り二十四時間</p>	<p>十四 変更後の廃棄物等の保管施設等の位置及び容量</p> <p>店舗内 三十五・二一立方メートル</p>	<p>十三 変更前の廃棄物等の保管施設等の位置及び容量</p> <p>店舗内 三十五・八五立方メートル</p>	<p>十二 変更後の荷さばき施設の位置及び面積</p> <p>店舗内 二百八平方メートル</p>	<p>十一 変更前の荷さばき施設の位置及び面積</p> <p>店舗内 百四十四平方メートル</p>	<p>十 変更後の駐輪場の位置及び収容台数</p> <p>店舗南東側ほか 三百十三台</p>	<p>九 変更前の駐輪場の位置及び収容台数</p> <p>店舗東側ほか 二百五十四台</p>	<p>八 変更後の駐車場の位置及び収容台数</p> <p>店舗内ほか 百五十九台</p>	<p>七 変更前の駐車場の位置及び収容台数</p> <p>店舗内ほか 三百八十六台</p>
<p>二十 変更後の駐車場の自動車の出入の口の数及び位置</p> <p>一箇所 店舗東側</p> <p>二十一 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる期間</p> <p>午前六時から午後十一時まで</p> <p>二十二 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる期間</p> <p>午前六時から午後十時まで</p> <p>二十三 変更日</p> <p>令和五年七月一日</p> <p>二十四 届出日</p> <p>令和四年十月三十一日</p> <p>二十五 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>二十六 縦覧期間</p> <p>令和四年十一月二十二日から令和五年三月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>二十七 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>												

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)  
 郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

